

仕様書

1 業務名

広島市農業振興センタービニールハウス用環境制御装置設置業務

2 履行場所

広島市安佐北区深川八丁目30番12号 広島市農業振興センター敷地内ほ場

3 委託期間

契約締結の日から令和7年8月31日まで

4 業務内容

(1) 数及び大きさ

ビニールハウス（以下、「ハウス」という。）1棟（幅7m×奥行14m）にハウス環境制御装置一式を導入する。

(2) 場所及び取付位置

別紙1のとおり、広島市農業振興センター（以下「本施設」という。）敷地内ほ場にあるハウスに設置する。なお、装置の取付位置等については、事前に発注者及び受注者間で協議の上、決定するものとする。

(3) 導入するハウス環境制御装置等

ア 統合環境制御装置は、次の機能を有するものを設置することとし、当該装置の稼働に必要な配管工事及び電気工事を行うこと。

(ア) 制御項目については、換気窓（巻上げ式）、遮光カーテン、保温カーテン、側窓、暖房、循環扇、炭酸ガス、飽差（ミスト、換気）、かん水、電照、冷却、除湿の機能を有すること。

(イ) 測定項目については、ハウス内の温度、飽差、湿度、二酸化炭素濃度、土壌水分、ハウス外の温度、湿度、風向、風速、雨、日射の機能を有すること。

(ウ) データ収集機能を備え、クラウド通信を通じてパーソナルコンピュータ等による当該データの閲覧、記録及び分析が可能であること。

(エ) ハウス外部に気象観測装置（気温・風向・風速）、雨センサー及び日射センサーを、ハウス内部に温度センサー、二酸化炭素センサーをそれぞれ設置し、これらすべての装置の機能を制御可能であること。

(オ) ハウスの左右両側面に、それぞれ1台ずつの電動換気駆動装置を設置（計2台）し、当該装置を制御する機能を有すること。

(カ) かん水タイマーは、統合環境制御装置との切替操作が可能なものを設置すること。

(キ) 装置の構成図及び配置図は、別紙2及び別紙3のとおりとする。なお、装置等については、必要に応じて固定資材を用いて、日常の使用に支障を来さないよう配慮し、操作性に優れ、かつ安定した場所に適切に設置すること。

イ 細霧冷房システムは、次の機能を有するものを設置することとし、当該装置の稼働に必要な配管工事及び電気工事を行うこと。

(ア) ハウス内部において、十分な範囲にわたり冷却機能を有すること。

(イ) 細霧冷房用の6ℓ/minのポンプ（100V）を備えること。

(ウ) 前項に定める統合環境制御装置によって制御されること。

(4) 導入するハウス環境制御装置等の性能

幅7m×奥行14mのハウス全体に対し、適正な管理、制御及びデータの収集が可能であること。なお、必要な機能については、事前に発注者、施設管理者及び受注者間で協議の上、決定するものとする。

(5) 外部配管の設置

細霧冷房システム及びハウス内部のかん水設備と既設の給水管を接続する外部配管を設置すること。なお、設置位置については、事前に発注者及び受注者間で協議の上、決定するものとする。

5 一般事項

(1) 本業務を行う者は、その内容に応じ、必要な知識及び技能を有する者とする。

(2) 業務の施工に特許権その他第三者の権利の対象となっている材料、施工方法等を使用するときは、受注者は、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。

(3) 受注者は、業務の施工に際して、事前に発注者、施設管理者及び受注者間で協議の上、作業の日時、作業方法等の詳細について決定するものとする。

(4) 受注者は、関係法令に従って従業員の安全衛生に関する管理を行うこと。

(5) 受注者は、業務の施工にあたって、常に整理整頓を行い、危険な場所には必要な安全措施を講じ事故の防止に努めること。

(6) 受注者は、施工場所またはその周辺に第三者が存在する場合、あるいは立ち入るおそれがある場合には、必要な危険防止措置を講じ、事故の発生を未然に防止すること。

(7) 業務その他に起因して建物または器物に損傷を与えた場合は、発注者の指示に基づき、受注者の責任と負担において速やかに補修を行うこと。

(8) 業務施工の結果、導入した装置等に異常が認められる場合は、速やかに発注者まで報告すること。

6 報告事項

(1) 受注者は、あらかじめ発注者に対して、現場責任者及び作業員の住所・氏名を通知すること。なお、現場責任者及び作業員に変更があったときも同様とする。

(2) 受注者は、業務完了後、速やかに業務実施報告書を作成し、施工写真を添付して、発注者に提出しなければならない。

7 費用の負担等

本業務の施工に必要な機材その他一切の物品については、すべて受注者の負担とするものとする。

8 その他

- (1) 本施設は、幅広い年齢層の者が利用する施設であることを踏まえ、作業時間外においても、十分な安全確保に配慮すること。
- (2) 業務の施工にあたっては、発注者及び施設管理者の指示に従うこと。
- (3) この仕様書に定めのない事項または疑義の生じたときは、必要に応じて発注者及び受注者間で協議の上、決定するものとする。